

## ○恵庭市入札制度監視委員会設置要綱

平成15年4月28日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の趣旨を踏まえ、本市の入札及び契約手続における公平性の確保と客観性及び透明性の向上を図るため、恵庭市入札制度監視委員会(以下「委員会」という。)の設置等に関し、必要な事項について定めるものとする。

### (会務)

第2条 委員会は、次に掲げる会務を行う。

- (1) 本市が発注した工事、工事に係る設計、監理、地質調査及び測量業務(以下「工事等」という。)の入札及び契約手続の運用状況等について、市長から報告を受けること。
- (2) 本市が発注した工事等の一般競争入札に係る入札参加資格の設定理由及び経緯、公募型指名競争入札に係る申込条件の設定理由及び経緯、従来型指名競争入札に係る指名理由並びに随意契約とした理由などについての審議を行い、市長に対し、意見の具申又は勧告を行うこと。
- (3) 本市が発注した工事等における一般競争入札、公募型指名競争入札、従来型指名競争入札及び随意契約に係る入札及び契約手続に関する苦情処理において、市の説明等に不服があった場合の再苦情処理に関する審議を行うこと。
- (4) 第1号に掲げる事項についての苦情の申立て又は市民からの情報提供があったときは、速やかに委員会に報告し、その取扱いについて協議すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会務に関する調査及び研究を行うこと。

### (構成)

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員3人をもって組織するものとする。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長の任期は、委員の任期とする。ただし、再選を妨げない。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の開催場所、日時及び会議に付すべき事件をあらかじめ委員に通知しなければならない。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 第2条第1号、第2号及び第5号の事務に係る会議は、原則として年2回開催し、同条第3号及び第4号の事務に係る会議は、必要に応じて開催する。

6 委員会の会議は、非公開とする。ただし、議事の概要は、これを公表する。

7 委員会は、その会務を遂行するために必要があると認めるときは、関係する部長職その他の職員の出席を求めて、意見若しくは説明を徴収し、又は審議若しくは調査に必要な資料等の提出を求めることができる。

#### (工事等の抽出)

第6条 第2条第2号の審議は、市が別途作成した入札契約方式別発注工事一覧表の中から入札契約方式別に抽出した工事等について行うものとする。

2 委員会は、前項の抽出に関する事務をあらかじめ指定した委員(以下「当番委員」という。)に委任することができる。

3 当番委員は、抽出結果を会議に報告しなければならない。

#### (再苦情処理)

第7条 委員会は、第2条第3号の再苦情の申立てがあったときは、速やかに審議を行わなければならない。

2 第1項の審議を終えたときは、速やかに意見書を作成し、当該意見書を市長に報告するとともに公表するものとする。

#### (秘密を守る義務)

第8条 委員は、第2条の会務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

#### (庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部契約室契約課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月28日から実施する。

附 則

この要綱は、平成15年7月29日から実施する。